

令和2年3月18日

亀井委員

私からは、逗子市池子で発生した土砂崩れの対応等について、何点かお聞きします。

先月、逗子市池子で逗子市道の脇の民有地の斜面が突然崩落し、歩行者1名が巻き込まれてお亡くなりになるという、大変な事故が発生しました。それに対する県の対応等について、何点かお話を聞きたいと思えます。

まず、以前聞いている質問かと思っているのですが、今回の土砂崩れを受けて、県は令和2年2月に県管理道路脇の斜面の点検を行ったということですが、その内容及び結果について教えてください。

道路管理課長

まず、県では逗子市池子での事故を受けて、県が管理する全ての道路の道路脇斜面を対象として、令和2年2月末までの期間を設定し、緊急点検を行いました。この点検では、直ちに措置しなければ甚大な被害が発生すると想定されるような斜面崩落の前兆を見つけることを目的として、道路脇の自然斜面に着目し、亀裂、湧水、浮石、ずれ等の斜面崩壊の前兆等、職員が道路上から目視により確認しました。

その際に、約8,700か所ある土砂災害警戒区域のうち、県管理道路と重なる約800か所については、特に注意して点検を行いました。その結果、直ちに措置しなければ甚大な被害が発生すると想定されるような斜面崩落の前兆は見つかりませんでした。

今回の点検は緊急的に行ったものでしたが、毎年実施している定期的な点検や、週2回実施しているパトロールなどを今後も引き続き行い、道路斜面の適正な維持管理に努め、道路利用者の安全確保にしっかりと取り組んでいきます。

亀井委員

私はこの逗子市池子の崩落現場に崩落した翌朝と3日、4日後にも行ってこの場所の土も触ってきましたし、全部見てきました。崩落した後はこんなに崩落していると分かるのですが、崩落する前に行ったことがなかったのです。

だが、崩落する前の写真は見ました。写真を見ていても、この現場が、例えば、目視によって崩落するかどうかは、多分一般の我々では絶対分からないと思うのですが、目視した800か所で危険なしと言っているのは、こういう箇所が目視して分かるものなのですか。

道路管理課長

斜面については、目視して分かる箇所と、実際に見ても分からない箇所もあります。今回の逗子市池子の案件は、私どもも市からも聞き取りをしているのですが、その前兆については全くなかったという状況です。

私どもが点検をしたのは、少なくとも以前にはなかった落石や湧水といった状況に変化が生じて、もしかしたら点検によって見つかるかもしれないという中で、県管理道路について今回の調査を進めたところです。

亀井委員

もし県管理道路の脇に、今回崩落したような斜面があった場合はどうするのですか。

道路管理課長

もしそのような前兆が見受けられれば、その状況にもよりますが、緊急性があれば通行止めの措置をするなどの対応をしっかりと行い、それが甚大な被害に、すぐには影響しないものであれば、その経過観察をするといった対応をしていきたいと考えています。

亀井委員

少々違うのです。要するに、一般の人、通行人は前兆が分からないのです。前兆があれば分かります。行かなくてはいけないと思うし、検査しなくてはいけないと思うが、今回は全く前兆がなかったのです。だが、突然崩落してしまってお1人が亡くなっているということだが、もしこういう土地があった場合は目視で済ませるのですか。それとも別の方法があるのですかということをお聞きしているのです。

道路管理課長

もしそのような土地があれば、まずは通行止めなどの措置を一義的にはしますが、その後にその土地が民地であれば、基本的にはその所有者が行うものとは思っていますが、所有者の方の了解を得て行い、例えば、そこが所有者が不明であるなど何らかの事情があれば、道路管理者が手だてして、仮に所有者に対してその後の費用を負担するなどといったことがあります。

その土地に関して、放っておくようなことはしません。できる対策は直ちに行います。

亀井委員

今回の土地は凝灰岩といって、寒暖差や雨量によってだんだん劣化していってしまうのです。ここは大きな幹のあるような木がたくさん生えていたが、そういう木の根っこが成長して、太くなって中にだんだん入って深く浸透していくと、それで劣化してしまうということなので、分かりづらいのです。

ですから、こういうところも、もちろん民間の所有者、私有地だとしても、例えば、急傾斜地崩壊危険区域に指定されているかもしれないし、指定されていないかとしても、県道のすぐ脇にあるということで、注視していただきたいと思うのです。

次に、市道の通行止めの解除に向けて、逗子市が応急工事等に着手したと聞いているのですが、現在の進捗状況、費用負担、また全体的な費用を分かる範囲で教えてください。

道路管理課長

応急工事については、市は土砂災害の専門家の助言を踏まえ、崩落斜面に残存している風化した土砂を除去し、のり面の風化を防ぐためにモルタルを吹きつけ、さらには崩落していない斜面からの落石などによる二次被害を防止するため、車道上に仮設の防護柵を設置する予定と聞いています。

現在の進捗状況は、警察との協議も進めながら令和2年3月2日から工事に着手しており、現時点では崩落斜面の土砂除去がおおむね完了し、モルタルを

吹きつける作業に入るところです。今後は、モルタルの吹きつけが完了した後には仮設の防護柵の設置を行う予定で、着手から約1か月間での工事完成を目指し、安全性の確保ができ次第、通行止めの一部を解除することと確認しています。

また、応急工事などの費用負担については、今後、所有者と協議をしていくことで合意しているとのこと。また、その工事の費用については、現段階では把握していません。

亀井委員

これは所有者も、ここが崩壊、崩落するのだとびっくりしていると思うのです。ですから、その辺りのところは逗子市が行っていることですが、しっかりと所有者の方と意見交換しながら、スムーズに工事が進んで完了することを、県も注視をしていただきたいと思います。

次に、新聞報道等によれば、復旧に向けて国の緊急自然災害防止対策事業債は緊急自債とよく言われる。この緊急自債の活用を検討しているとのことですが、この緊急自然災害防止対策事業債の制度を教えてください。

砂防海岸課長

国が、近年全国各地で地震や豪雨など大規模な自然災害が頻発する中、平成30年度から防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の取組を進めています。そうした中、これと連携しつつ地方単独で実施する防災インフラの整備を推進するため、国は令和元年度に緊急自然災害防止対策事業債を創設しました。

これは、地方単独事業の財源として緊急自然災害防止対策事業債を充てることとし、被災の充当率が100%、そして元利償還金の70%に対して地方交付税措置を講じることとしています。

亀井委員

この工事に関しては起債して、7対3の割合で、70%に関しては交付税措置をされるから、30%に関しては逗子市の一般財源で行うということによろしいですか。

砂防海岸課長

基本的には、地方交付税措置されるのは70%ですので、残りの30%については一般財源ということになると思います。

亀井委員

大体トータルの費用ってどのぐらいになるのですか。

砂防海岸課長

今回の逗子市の事業については、基本的に先ほど道路管理課長が答弁した応急復旧工事のほかに、さらに横の部分を進めていくというようなお話を聞いています。そこについては現在いろいろと検討されているという話をされていますので、そこについての金額はまだ出ていないとお聞きしています。

亀井委員

まだ出ていないということですが、例えば、仮に1億円かかるとした場合に、30%ですから約3,000万円が逗子市の負担になるわけですが、逗子市も財政的にそんなに豊かな市ではないと把握をしているのです。

そうすると、3,000万円という一般財源は結構厳しいかと思うので、この3,000万円のうち、例えば、その何割かを県が負担してあげて、少し逗子市の面倒を見てあげるか、もしくは初めからその1億円のうち幾らかを県が負担をして、残りを7対3で按分すれば、どちらをとっても逗子市の負担は減ると思うのですが、こういうやり方で逗子市を助けてあげることができませんか。

砂防海岸課長

基本的に、県がそういう形で逗子市の一般財源にお金を出す仕組みはありません。そして今回、仮にですが、先ほど委員がおっしゃった1億円のうち、100%起債を行いますので、1億円行えば、償還が多分20年ぐらいだとは思いますが。そうした場合に、年間の償還に対しては、利率はまだ分からないですが、そのうち20年間で分けて返すことになると思いますので、その分に関しては起債分については交付税が入ってきて、そして一般財源も20年間で償還する形になると思います。そうすると利率がよく分からないですが、年間の償還は150万円程度になるような仕組みという形で考えています。

亀井委員

要するに県が助けるスキームがないという話ですが、そういうスキームになっていたら仕方ないと思います。では、この場合、この土地は民有地ですから、応急復旧のときのように求償するという考え方は、逗子市は持っているのですか。

砂防海岸課長

逗子市からはっきりとして、どのような形でその地主の方から求償するなどというようなことについてはお聞きしていない状況です。

亀井委員

まだ不透明なところがたくさんあるので、何とも言えないのですが、財政的な支援を県ができないのであれば、しっかりと逗子市をフォローするような何らかの対策を県がとっていかなくてはいけないと思うのですが、今後の緊急自債の活用に向けた取組も含めて、県ができることは何かあれば教えてください。

砂防海岸課長

今までも現地において、県から依頼して国土交通省に現地を見ていただいたというような形で、逗子市に対してはいろいろと協力させていただいて、また復旧方法についても、国からの情報について、逗子市役所でしっかりと説明している状況です。そして、何回か逗子市ともしっかりと調整を今までできてきている状況です。

今後、緊急自然災害防止事業債を活用するに当たっては、事業の内容や必要性、また緊急性などを記載した緊急自然災害防止対策事業計画を逗子市が策定することになります。そして、県を通じて国土交通省の確認を受けた上で、総務省に必要な起債手続等を行う流れとなっています。県土整備局としては、政策局市町村課とも連携し、引き続き逗子市が活用できるようしっかりと支援等を行っていきます。

亀井委員

今回、逗子市でこのような事故が発生しましたが、私の住んでいる横須賀市でも横須賀市道に民有地の崖が崩れてきてしまったということが結構あるので

す。これは道路復旧するから市のほうで行ってもらおうか、急傾斜地崩壊危険区域に入っているから県に話しようかみたいな話になって、大体そのようなもので終わってしまう。

だが、今回お一人が亡くなってしまったということで、マスコミも大きく報道しましたし、国の緊急自償を活用せよという話にもなっているのです。ですから、今の答弁で、県を通して緊急自償の手続をするということだが、県をただ単に通すというだけではなくて、県が主体的に今回の事故に対してしっかりと取り組んでいただき、今後、こういうことがあったときに、よりスムーズに対応できることを要望して、質問を終わります。

## 意見発表

### 亀井委員

公明党県議団を代表して、令和2年第1回定例会建設・企業常任委員会に付託をされた諸議案について、意見、要望を申し述べます。

初めに、県土整備局関連についてです。まずは、神奈川県県営住宅条例の一部改正についてです。

県営住宅条例の一部改正として、入居者資格要件の見直しについて議論させていただきました。この入居者資格要件の見直しについては、令和元年第3回定例会において、私が本会議で代表質問をした際に、知事から要件緩和をしていく旨答弁をいただきました。

入居者資格要件の見直しは、40歳代、50歳代で、例えば、就職氷河期世代で住宅に困っている方々を救済できること、また、空き住戸を減らすことにおいても、大事な見直しであります。今後も多様化する住宅困窮者ニーズに的確に答えていただくため、住宅セーフティーネットとしての機能強化に取り組んでいただくことを要望します。

また、比較的若い方が入居されることが予想されるため、弱体化が目立つ多くの団地自治会等の活性化にも御尽力いただくよう、県としても働きかけていただくことを要望します。

次に、神奈川県流域下水道事業の市町負担金についてです。

流域下水道事業については、市町の理解を得ながら運営を行うことが、言うまでもなく何よりも重要です。今後、施設の老朽化や耐震化、そしてまた人口減少といった重要課題がある中、財政事情や職員配置等にも厳しさを増す市町とは、しっかりと協力をしながら、安定的な事業経営を今後も進めていただくことを強く要望します。

次に、建設業の担い手確保に向けた取組についてです。

昨年6月、建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保することを目的に、品確法、建設業法、入契法で構成されるいわゆる担い手3法が一体的に改正をされました。今回の委員会質疑では、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化等について取り上げてきましたが、建設業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

特に今は、新型コロナウイルス感染症の影響が建設業界にも及ぼうとしています。国のセーフティーネット保証や県の制度融資等へのスムーズな誘導についても、他部局とも連携しながら取り組むことを要望するとともに、今後も改正された担い手3法の趣旨を踏まえ、担い手の確保に向けた取組について、さらなる充実に向けて着実に取り組んでいただくことを要望します。

次に、逗子市池子で発生した土砂崩れの対応等についてです。

今回の土砂崩れは道路脇の私有地で発生したのですが、所有者も、自治体としても、その場所が崩れるとは思っていなかったようであります。崩落の兆候は目視では分からず、もちろんマンションも建築確認済みで建設が行われたこともあって、安心し切っていたとも思われます。

逗子市は、地権者や国と協議しながら、復旧に向けた取組を進めると思われますが、県としては逗子市に対して引き続き技術的な支援を行うとともに、県道脇の急傾斜地についても、今回と同様な事故を絶対に起こさないために、気を引き締めて点検作業等を行っていただくことを強く要望します。

次に、企業庁関連についてです。初めに、県営電気事業の売電契約方法の検討についてです。

現行の売電契約終了後の売電方法の検討に当たっては、県営電気事業の一番の特徴と言ってもいい公営電気事業者で唯一の揚水発電所である城山発電所の特殊性をきちんと認識し、県営電気事業として、将来にわたって安定した経営を継続できるような契約内容と市場の活用方法となるよう、しっかりと調査検討するよう強く要望します。

次に、障がい者活躍推進計画(案)についてです。

障害者が職場に定着し活躍するためには、障害者一人一人が、その障害特性や個性に応じて安心して働ける職場づくりを進めることが非常に重要です。企業庁の職場における業務内容の特性も考慮しながら、知的障害者は精神障害者がやりがいを持って働けるように、引き続き取組を進めていただくことを要望します。

以上、意見、要望を申し上げ、付託されています諸議案について賛成します。